

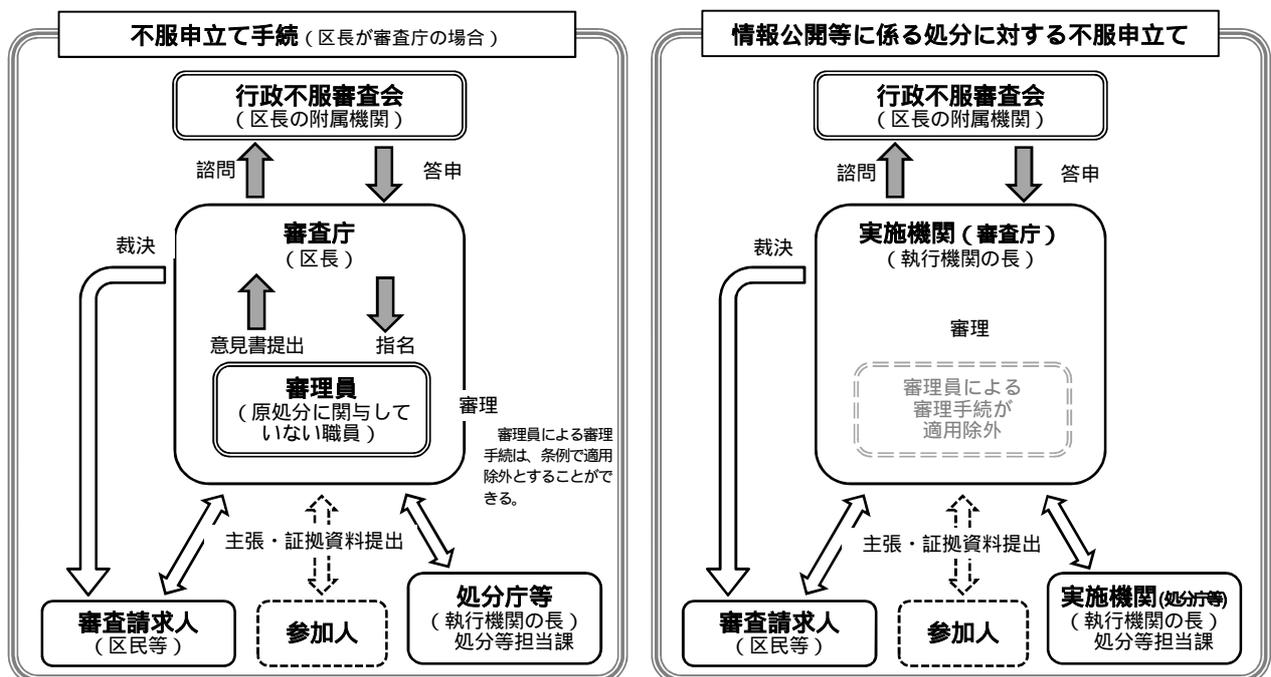
墨田区情報公開条例等の一部を改正する条例（案）概要

1 改正内容

行政不服審査法の全部改正（26.6.13 公布、28.4.1 一部施行）により、不服申立てに係る審理手続において、審理員制度及び第三者機関への諮問手続が導入されることに伴い、次のとおり改正する。

(1) 墨田区情報公開条例及び墨田区個人情報保護条例の一部改正

情報公開等に係る処分に対する不服申立ての手続について、既に第三者機関による審理手続により客観性が担保されているため、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続を適用除外とするほか、所要の規定整備をする。



(2) 墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正

ア 所掌事項等の改正

墨田区情報公開及び個人情報保護審査会について、行政不服審査法に基づく第三者機関としての役割と従前の情報公開及び個人情報に関する不服申立てに係る諮問機関としての役割を担う機関として位置付け、名称を「墨田区行政不服審査会」に改めるほか、所要の規定整備をする。

イ 罰則の引上げ

地方公務員法の一部改正（26.5.14 公布、28.4.1 一部施行）により本条例が準拠している職員の守秘義務違反等に係る罰則の引上げ及び行政不服審査法において定められる国の行政不服審査会の委員の守秘義務違反に係る罰則を踏まえ、次のとおり審査会の委員の守秘義務違反に係る罰則を引き上げる。

- ・ 3万円 50万円

2 施行期日等

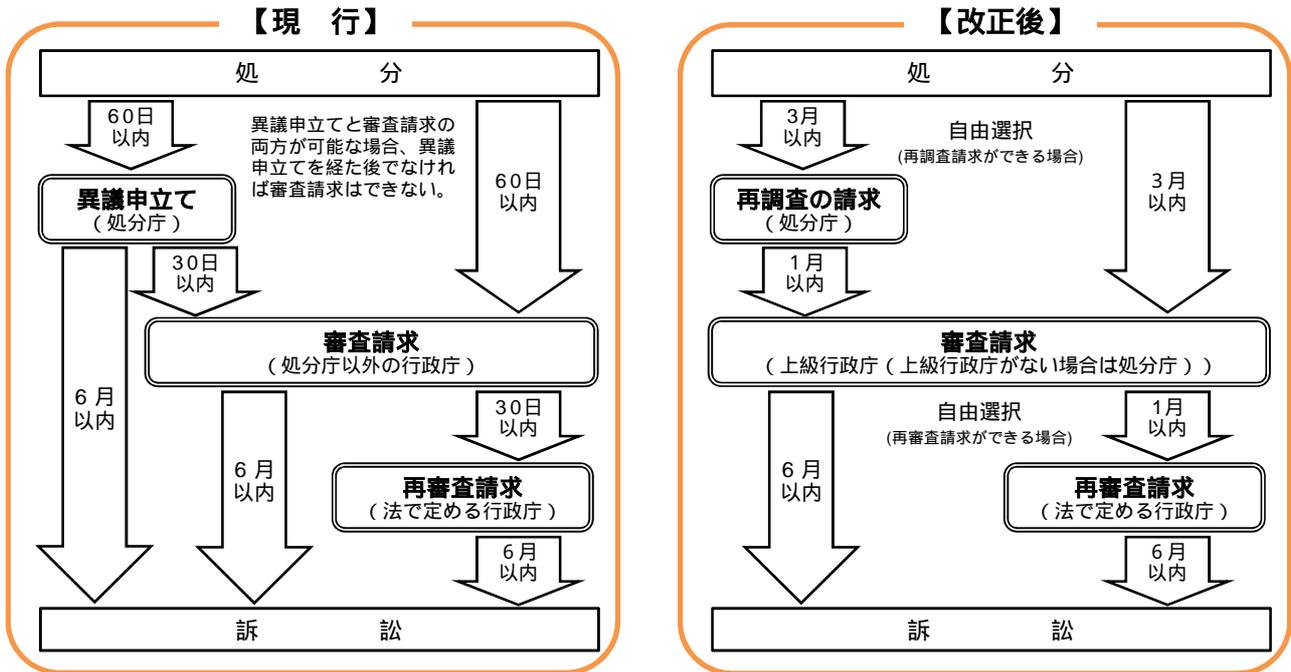
本年4月1日

施行の前に行われた処分等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(参考)

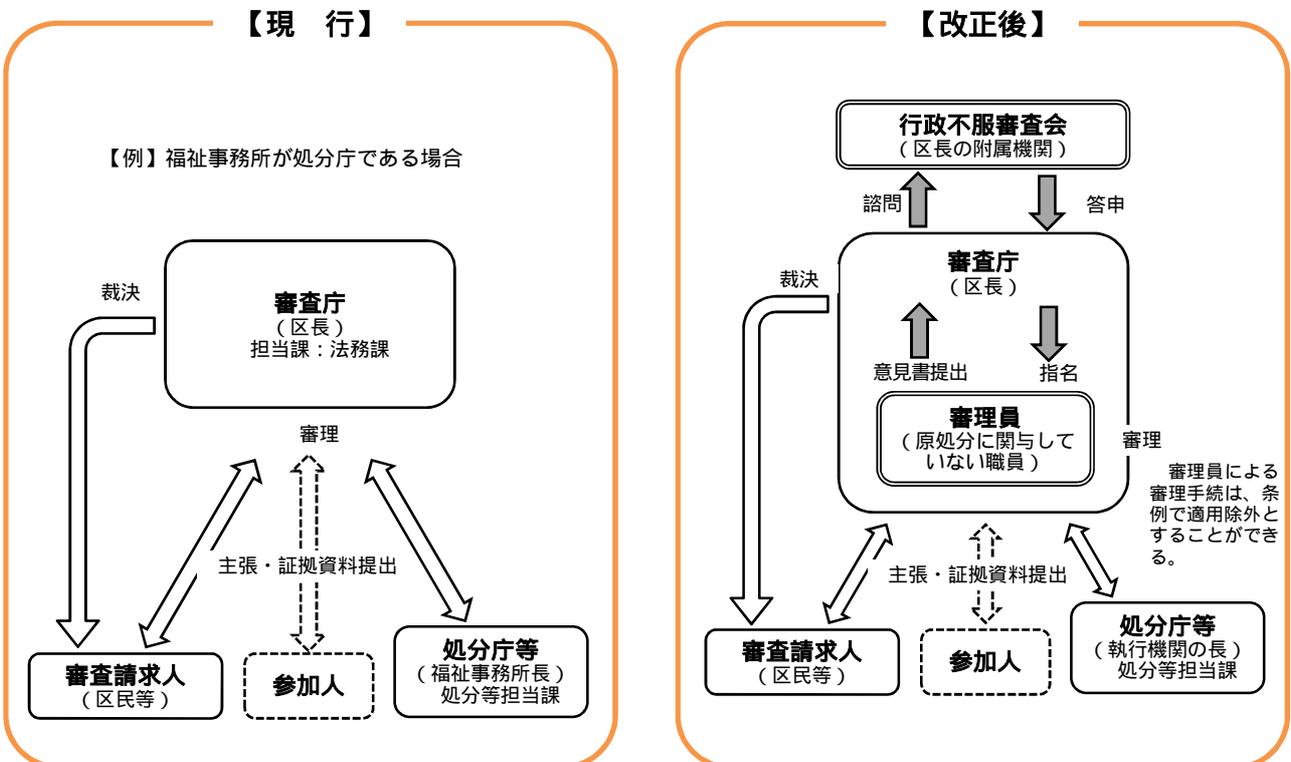
行政不服審査法の改正概要

1 不服申立ての種類の一元化及び請求期間の延長



2 審理体制の公正性の向上

審理における客観性・公平性を高めるため、原処分に関与していない職員により審理を行う審理員制度及び裁決の判断の妥当性を諮問する第三者機関制度が導入される。



審査庁が合議制の機関（教育委員会、附属機関等）である場合は、審理員の指名及び行政不服審査会への諮問は不要